

## 令和2年度 白鷹学講座開催支援事業費補助金の概要

目的：「白鷹で学ぶ」「白鷹を学ぶ」ために、町民が直接企画運営する事業に対して支援を行います。学ぶ機会を作るのはもちろんのこと、町民の生きがい、町内の活気づくりや実施の過程で生まれる様々な「つながり」から豊かな人材を育成することを目的とします。

申請の流れ

※補助金は概算払いも可能です



### 対象となる事業（下記の全てにあてはまること）

講演会、研修会、演奏会、大会、ワークショップなど、  
幅広くご活用いただけます。

#### ■ 団体

- 代表者：令和2年4月1日時点で白鷹町に住所があること。
- 構成員：3名以上で構成されていること。

#### ■ 事業内容

- 会員だけが参加する事業ではなく、町報などを用いて広く参加を募り開催すること。
- 白鷹町内で開催すること。
- 開催回数は年度内に2回までとすること。
- 事業経費の合計が10万円以上のものであること。

※補助の対象となる事業かどうか判断がつかない場合は事務局までお問い合わせください。

※営利、政治活動、宗教活動を目的とする団体は対象になりません。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、事業実施予定日が未定の場合はお問い合わせください。

### 補助金額

対象となる経費の 100% を補助します。（上限額 50万円）

（対象となる経費）報償費（謝金）、旅費（講師等の交通費、宿泊費）、消耗品費、食糧費（会議お茶代等）、印刷製本費、通信費（チラシ送料等）、保険料、委託料、使用料及び賃借料など

※入場料等がある場合は、その額を差し引いて補助いたします。

※ワークショップ等の「材料費」については補助対象外です。

### 補助の対象期間

原則として単年度単位とし、令和3年3月31日まで完了してください。

※なお、同一団体からの連続しての申請は、3年までとします。

### 交付スケジュール

申請書の提出後に審査会を行い、交付決定いたします。

交付決定は先着順になりますので、お早目に申請ください。

申請書等の書類は町のホームページや生涯学習・文化振興係で準備しております。